

特別養護老人ホーム にしのみや苑
看取りに関する指針

1. 看取り介護の理念

看取り介護とは、医師が終末期であると判断したご利用者に対して、最後の場所及び治療などについてご本人の意思、ならびにご家族の意向を最大限尊重し、にしのみや苑で看取り介護を希望される利用者の身体的・精神的苦痛や苦悩を緩和し、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな最期を迎えられるよう援助を行うことであると考えています。

2. 看取り介護の具体的方法

① 看取り介護の基本理念を明確にし、ご利用者またはご家族に対して、契約時に看取りのしおりをお渡しし、生前意思の確認を行います。また入居後もご利用者の状態経過とともに随時生前意思の確認を行います。

② 医師により医学的に回復の見込みが難しいと判断され、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断されたご利用者に対し、医師よりご利用者またはご家族に判断内容を丁寧にわかりやすく説明し、看取り介護に関する計画を作成し、終末期をにしのみや苑で過ごす事に同意を得て、看取り介護を開始させていただきます。(看取りについての同意書)

* 医師による説明を受けた上で、ご利用者またはご家族が医療機関への入院を希望された場合には、にしのみや苑は入院に向けた支援、継続的なご利用者、ご家族への支援を行います。

③ 医師により看取りの移行への診断があった場合は、医師、看護師、管理者と24時間連絡体制がとれるように整備を行います。

④ ケアに携わるすべての職員が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、ご利用者またはご家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を行います。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

⑤ 尊厳ある安らかな最期を迎えていただく為に、居室の環境整備（個室に準じた

静かな環境で、光、温度、湿度を調節し、思い出のある物を用意、その他必要物品を用意)に務めます。またご家族が付き添い、宿泊しやすいように環境整備(椅子やソファベッドの用意、その他必要物品用意)にも務めます。

- ⑥ 看取りに関する職員教育を年1回以上行うことで、死生観を養い、職員が看取り対応に必要な基礎知識の獲得と、実践技術の研鑽をします。

3. 看取り介護の支援内容

- ① 勤務者は看取り介護に携わります。
- ② ご利用者の状態を観察し、状態を細かく記録します。
- ③ 職種ごとに役割を明確にします。

(医師)

看取り介護期の診断、ご家族への説明、緊急時・夜間の対応と指示、協力病院との連絡・調整、カンファレンスへの参加、死亡確認、死亡診断書等の関係記録の記載を行います。

(介護職員)

医師、看護師と連絡を密にし、きめ細かい食事・排泄・清潔保持の介護、水分摂取状況の把握、発語の様子、眼球の注視能力、意識・呼吸の状態など、身体的・精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫、寄り添う等のスキンシップや安心される声掛けによるコミュニケーション、状態の細かな観察と記録、カンファレンスへの参加、生死確認の為の細やかな訪室と緊急時のご家族への連絡等を行います。

(看護師)

医師との連携強化、看取り介護に関わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能、必要な処置への準備と対応、疼痛緩和、オンコール体制の確保、随時ご家族への説明と不安への対応、カンファレンスへの参加等を行います。

(生活相談員・施設介護支援専門員)

看取り介護支援計画の作成をします。

継続的なご家族支援、他職種連携強化、カンファレンスへの参加、緊急時のマニュアル作成をし、周知徹底をします。死後のご家族支援として、葬儀と私物片付けの相談対応、事務手続き、来苑しての退所手続きとその際に一緒に振り返り、四十九日法要後に故人を偲ぶ手紙を送ります。また、ご様子を伺いながら行事等へご案内をします。

(管理栄養士)

利用者の状態と嗜好に応じて食材を加工したり味付けをした食事の提供、水分・水分量の把握、カンファレンスへの参加等を行います。

(管理者)

各職種ごとの役割が適切になされているか確認します。

④ 死亡時の援助を行います。

医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し（家族が事前に死後の衣服を持参していれば、その衣服を着用）、必要な場合、萩の間を提供させていただきます。

必要に応じてお亡くなりになられた後の対応も援助させていただきます。

⑤ 振り返りを行います。

ご利用者の生前の思い出を、亡くなられた当日に語り、1週間以内に全職員が記録に残すことで、ご利用者を尊び、死に直面した職員の精神ケアを行います。